

「無期労働契約への転換申込権が骨抜きにされる!？」

1 有期労働契約の無期転換ルール

2012年8月10日に「労働契約法の一部を改正する法律」が公布され、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールが定められました（労働契約法18条）。

これは、有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあることから、その下で生じる雇止めの不安を解消し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するために定められたルールでした。

ところが、今、そのルールが骨抜きにされようとしています。

2 無期転換ルールの特例についての法案

2014年3月7日、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」が第186回通常国会に提出されました。

この法案の主な内容は次のとおりです。

① 特例の対象者

- ア 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
- イ 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

② 特例の効果

- 特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（現行5年）を延長
- 次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。
- アの者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限10年）
 - イの者：定年後引き続き雇用されている期間

3 法案の問題点

それでは、特例の対象となる「高度専門的知識等を有する有期雇用労働者」とは、一体どのような人たちのことを言うのでしょうか。

実は、「高度専門的知識等を有する有期雇用労働者」の具体的な要件は、この

法案では定められていないのです。

法案では、『『専門的知識等』とは、専門的な知識、技術又は経験であって、高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当するものをいう』とされています（2条1項）。これでは、厚生労働大臣が定める基準次第で、『専門的知識等』の範囲が際限なく拡大してしまう危険があります。

また、この法案では、特例の対象となる「高度専門的知識等を有する有期雇用労働者」を、「事業主との間で締結された有期労働契約の契約期間に当該事業主から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が厚生労働省令で定める額以上である者に限る」とされ（2条3項1号）、一応の限定がかけられているようにみえます。しかしこれでは、厚生労働省令で賃金の下限額をいかようにも定めることが可能となり、結果として、何らの限定もかけられていないに等しいといえます。

このように、この法案は、無期労働契約への転換申込権を骨抜きにってしまう危険性をはらんだ法案なのです。

4 国会動向

この法案については、2014年5月30日及び6月4日の衆議院厚生労働委員会において質疑が行われました。

その質疑においては、高度専門的知識等を有する有期雇用労働者の年収要件について、単に省令委任とすることに対する懸念（重特和彦（維新））、高度専門的知識等を有する有期雇用労働者の範囲が、今後、なし崩し的に拡大される懸念（大西健介（民主））、施行されて間もない無期転換ルールについて特例を設ける必要性がないとの意見（清水鴻一郎（維新））等の発言がありました。

しかしながら、6月4日の衆議院厚生労働委員会において、採決の結果、賛成多数で可決されてしまいました（賛成：自民、維新、公明、みんな、結い／反対：民主、共産、阿部知子（無））。また、その翌日には、衆議院で法案が可決され、同日付で参議院が法案を受理しました。

この法案は、第186回通常国会では成立しませんでした。しかし、国会閉会中に委員会での議論が行われることになっていますので、この秋の臨時国会で短期間のうちに成立しかねません。まさに危機的状況に置かれています。

5 さいごに

先にも述べましたが、この法案は、無期労働契約への転換申込権を骨抜きにってしまう危険性をはらんだ法案です。この法案の危険性を広く周知し、更なる反対運動につなげていきましょう。そして、この法案を廃案にするための活動を広げていきましょう。